

平成26年度 商工課主要施策実績 (金物産業関連)

1 地場産業振興事業

(1) 金物振興審議会の開催

第1回 5月27日 三木金物ニューハードウェア賞の審査

第2回 7月31日 三木金物の今後の振興策について

(2) 金物産業団体等の事業運営支援 (3, 130千円)

三木金物商工(協)連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援 (900千円)

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動を支援

(4) 伝統的工芸品産業振興事業支援 (900千円)

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術伝承、需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援

(5) 金物鷺活用事業支援 (2, 500千円)

三木金物のシンボルである金物鷺を活用した宣伝普及活動を支援
金物まつりに出展

(6) 金物産地活性化事業支援 (200千円)

三木商工会議所による三木金物の情報発信事業を支援
(フォーラム三木による三木金物検定事業)

(7) 三木金物後継者育成事業支援 (2, 020千円)

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が実施する技能継承セミナーや後継者を育成する伝統工芸士等及び研修従事者への支援

(8) 三木金物ふれあい体験事業 (236千円)

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催。次代を担う世代が、伝統産業である三木金物のすばらしさを学び、わがまちに誇りを持ち、愛する心を育むとともに、「ものづくり」を通して自ら考え、問題解決していく子どもたちを育てるために本事業を実施した。

市内小学校で実施：16校中15校(参加児童666人、保護者218人)

(9) 特許権取得助成制度 (1, 664 千円)

市内中小企業者の新製品や新技術の開発の促進を図ることを目的とし、特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付した。

(特許：7件、実用新案権：4件、意匠：8件)

2 金物大学事業 (915 千円) (昭和59年度から 延べ662人)

全国の金物小売店から参加者を募り、三木金物製品について講義や工場見学を行い、三木金物のPRと販売力の向上を図った。

- (1) 会 期 平成26年10月30日～11月1日
- (2) 開設場所 三木金属工業センター、エオの森研修センター他
- (3) 参加人数 20人
- (4) 講 師 三木工業協同組合員他

3 新製品開発推進事業 (1, 415 千円) (昭和24年度から)

三木金物新製品の研究意識を高揚し、三木金物産業の振興を図るため、三木金物ニューハードウェア賞を認定した。認定製品には助成金を交付するとともに、全国の三木金物取扱店にパンフレットを送付し、製品のPRを行うことにより三木金物の信頼向上に努めた。

(1) 平成26年度三木金物ニューハードウェア賞認定製品 7点 努力賞 2点

区 分	製 品 名・用 途	事 業 所 名
グランプリ	ポリクリックシリーズ ザグリカッター (配管金具取付の穴開け作業用)	(株)ミヤナガ 三木市福井2393
金賞	三枚刃摘果はさみ ダブルカット (果樹の摘果作業用はさみ)	(株)サボテン 三木市別所町巴40
デザイン特別賞	フレキシブルWソケット 双龍 (窓際・天井作業のビス締め作業)	(株)スターエム 三木市別所町東這田722-47
ニ ュ ー ハ ー ド ウ ェ ア 賞	楽切のこぎり レスpons (果樹・庭木の剪定作業)	(株)サボテン 三木市別所町巴40
	ウォーターシャープナー とぎMAX (包丁研ぎ)	(株)清水製作所 三木市大村590
	刈払機用 畑の除草カッター 畑のシェーバー (畑の除草・果樹園の下草の除草)	三陽金属(株) 三木市鳥町301-1
	刈払機用 水田の除草カッター 水草カッター (水田の除草作業)	三陽金属(株) 三木市鳥町301-1
努 力 賞	刈払機用チップソー 水際の達人 (用水路回り等狭い場所の雑草刈り)	三陽金属(株) 三木市鳥町301-1
	伸縮ソケット のびーのL (高い所、奥行きのある場所でのビス締め作業)	(株)スターエム 三木市別所町東這田722-47

(2) 応募総数 5社 10点

(3) 助成金交付額 860千円

(4) PR

①パンフレット送付数

市内金物卸商、全国三木金物取扱店(三木金物得意先約3,400社)、関係各機関

②製品展示

ア 常設展示(4カ所)

三木商工会館、みつきいホール(市役所)、金物資料館、道の駅みき

イ 各種見本市、催し物会場展示

(ア)ジャパンDIYホームセンターショー2014(8月28日～30日)

(イ)第4回国際道工具・作業用品EXPO(幕張メッセ)[10月15日～17日]

(ウ)三木金物まつり[11月1日・2日]

4 産業見本市事業 (28,880千円)

三木金物製品を広く国内外に紹介し、販路の拡張を図るため、次のとおり見本市・展示会等を開催するとともに、見本市への参加助成を行った。

(1) 見本市・展示会等の開催

名 称	三木金物まつり2014	三木金物フェア
主 催	三木金物まつり実行委員会	金物フェア委員会
会 場	三木市役所周辺	金物まつり会場 (三木勤労者体育センター他)
会 期	平成26年11月1日～2日	平成26年11月1日～2日
参 加 事 業 所	農業祭・商連・各種産業他 202団体	展示直売79社・びっくり市16社
事 業 費	24,983,317円	5,763,068円
市 補 助 金	14,000,000円	2,700,000円
来 場 者 数	136,000人	30,362人

(2) 市内展示会の開催助成

名 称	会 場	会 期	参加 事業所	市補助金
鍛冶屋博覧会 第3回「鍛冶でっせ!」	かじやの里 メッセみき	平成26年5月31日 ～6月1日	46	3,500千円

(3) 国内見本市への参加助成

名 称	会 場	会 期	参加 事業所	市補助金
JAPAN DIY HOMECENTER SHOW2014	千葉 幕張メッセ	平成26年8月28日 ～30日	17	1,920 千円
第4回国際道工具・ 作業用品 EXPO	千葉 幕張メッセ	平成26年10月15日 ～17日	25	3,040 千円
第79回東京インターナシ ョナル ギフト・ショー	東京 ビックサイト	平成27年2月4日 ～6日	8	1,120 千円

(4) 交流物産展の開催

名 称	会 場	会 期	参加 事業所	市補助金
国道175号沿線・北播磨 交流物産展	かじやの里 メッセみき	平成27年2月14日 ～15日	57 (11市町)	2,600 千円

5 道の駅出展事業所支援事業 (2,500千円)

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援

114事業所、展示台数166台

6 金物資料館管理運営事業 (2,792千円)

(1) 平成26年度入館者数 11,661人(うち市外9,440人)

開館(昭和51年)からの累計227,864人

(2) 特別企画展の開催

ア 名称 道具を蘇らせる匠の技展

～ 良い道具を永く使うために ～

イ 会期 平成26年10月21日～11月24日

ウ 入館者数 1,415人

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業者等設備投資促進事業補助金(56,225千円)

市内中小企業が設備等の整備を行い、事業の拡大・生産性向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善を図る中小企業を支援

採択件数34件(金物製造関係16件)

平成27年度 商工観光課主要施策（金物産業関連）

1 地場産業振興事業

(1) 金物振興審議会の開催

金物産業の振興方策を審議答申し又は建議し、振興施策を推進する。

(2) 金物産業団体等の事業運営支援（3, 130千円）

三木金物商工（協）連合会事業運営補助金

(3) 三木金物古式鍛錬技術保存継承事業支援（900千円）

三木金物古式鍛錬保存会が実施する古式鍛錬技術保存活動の支援を行う。

(4) 伝統的工芸品産業振興事業支援（900千円）

伝統的工芸品産業振興計画に則り、伝統的工芸品「播州三木打刃物」の技術継承や需要開拓等、三木工業協同組合が行う振興事業を支援する。

(5) 金物鷺活用事業支援（2, 500千円）

三木金物のシンボルである金物鷺を活用した宣伝普及活動の支援を行う。

(6) 後継者育成事業支援（3, 220千円）

三木金物の伝統的技術の継承を図るため、三木金物商工協同組合連合会が行う技能継承セミナーや後継者を育成しようとする伝統工芸士等及び研修従事者の支援を行う。

(7) 三木金物ふれあい体験事業の開催（386千円）

市内小学校を対象とした三木金物を使用する工作教室を開催する。

(8) 特許権取得助成制度（3, 000千円）

特許権等の取得を行おうとする中小企業者に助成金を交付する。

2 新製品開発推進事業

(1) 三木金物ニューハードウェア賞助成金（1, 890千円）資料 3

金物新製品、新デザインの研究・開発を進める事業所を支援する。

3 金物大学事業（966千円）資料 4

全国の金物小売店に対し、三木金物製品の信頼性と販売力を向上させるため三木金物大学を開催する。

4 産業見本市事業 (31,600千円)

(1) 金物産業団体等の行う産業見本市の開催に対し支援

三木金物まつり、三木金物フェア、三木金物PRイベント

(2) 金物産業団体等の国内外の大規模な産業見本市への出展に対し支援

国際道工具EXPO、日本DIYショウ、国際見本市(ドイツ ケルン)等

5 道の駅出展事業所支援事業 (2,500千円)

全三木金物卸商協同組合が運営する金物展示館への出展支援

6 金物資料館管理運営事業 (2,060千円)

三木金物の歴史や伝統製法、金物製品についての資料の収集保存と展示及び特別企画展の開催

7 中小企業振興事業

(1) 三木市中小企業者等設備投資促進事業補助金(40,000千円) 資料5

市内中小企業が設備等の整備を行い、事業の拡大・生産性向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善を図る中小企業を支援

平成 27 年度三木金物ニューハードウェア賞認定事業実施要綱

(目的)

第 1 条 三木金物新製品の研究意欲を高揚し三木金物産業の振興を図ることを目的とする。

(対象製品)

第 2 条 利器工匠具類、作業工具及びその他工具類、機械及び機械部品並びに取付具、建築金物類並びにその他の製品で、三木金物産業及び三木金物関連産業の振興に寄与すると認められるもののうち、次の全てに該当するもの

- (1) 製品の大部分が三木市及び隣接市町で生産されたもの
- (2) 申請者が企画開発した製品のうち、特に新規性及びデザインの優れたもの
- (3) 申請者において品質が保証できる製品であり、三木金物のイメージアップに繋がるもの

(申請者の資格)

第 3 条 三木市内に住所及び主たる事業所を有する個人または、三木市内に本店を有する法人であって、市税を完納しており、かつ次のいずれかに該当する者

- (1) 自社の生産設備を有し、第 2 条に掲げる対象製品の製造業を営む者
- (2) 第 2 条に掲げる対象製品の企画開発を自ら行い販売する卸売業を営む者

(応募点数)

第 4 条 応募点数は一申請者あたり 3 点以内とする。

(募集期間)

第 5 条 前条の申請書の提出期間は、毎年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日までのうち、市長が定める期間とする。

(提出書類及び提出先)

第 6 条 所定の申請書類に必要事項を記入の上、応募製品、カタログ及び製品説明書その他必要書類等を添えて、市長に提出するものとする。

(審査及び公表)

第 7 条

以下の各項に掲げる内容に従い、三木市金物振興審議会及び専門委員により審査を行う。審査結果は申請者に通知するとともに市広報、日刊紙等に公表する。

- 2 審査内容については新規性・機能性（信頼性）・市場性・デザイン性について100点満点の採点制で審査を行い、主に新規性を重視する。
- 3 配点は新規性 40点、機能性（信頼性） 20点、市場性 20点、デザイン性 20点とする。
- 4 応募の際に提出された法人・個人に関する情報は、個人情報保護法に基づき、留意して取り扱う。なお、審査資料として内部使用するほか、受賞製品については、表彰・公表の資料として使用する。
- 5 賞に認定されなかった理由は公表しないものとする。

（賞及び助成額）

第8条 三木金物ニューハードウェア賞助成金交付規則第8条に規定する助成金は、各賞ごとに次のとおりとする。

- (1) グランプリ 1点 賞状及び助成金30万円
合計点が審査員平均85点以上でかつデザイン性の得点が審査員平均15点以上の製品のうち最も優れたもの
- (2) 金賞 1点 賞状及び助成金20万円
合計点が審査員平均70点以上の製品のうち特に優れたもの
- (3) 三木金物ニューハードウェア賞 10点以内 賞状及び助成金5万円
合計点が審査員平均65点以上の製品のうち上位10品
- (4) デザイン特別賞 3点以内 賞状及び助成金10万円
第3号に該当するもので、デザイン性に優れたもののうち上位3点
- (5) 努力賞 若干数 助成金3万円
上記(1)～(4)に該当しなかったもののうち、審議会委員、特別委員、専門審査委員が特に開発の努力を認めるもの

（その他）

- 第9条 万一、審査後において特許、実用新案、意匠登録に抵触することが判明した場合は、決定を取り消すことがある。
- 2 三木金物ニューハードウェア賞製品については約1年間、市内主要施設や見本市等で展示するため、必要数を提出すること。
 - 3 認定された製品は三木金物ニューハードウェア賞パンフレットに掲載し、全国の三木金物得意先小売店に送付し、広告する。
 - 4 募集製品、申請内容に疑義のある場合、市は申請者に対し調査を行うことができる。
 - 5 申請内容に必要事項の未記入・不備がある場合は、受付できないことがある。

第 3 2 回三木金物大学 2 0 1 5 開催要綱

1 目 的

全国の三木金物を取扱う小売店等の若手経営者及び従業員を対象に、三木金物製品に関する研修を行うことにより、三木金物製品の優秀さを認識してもらい、三木金物の信頼性の高揚と、販売力の向上に役立ててもらうため、三木金物大学を開催します。

2 対 象 者

全国の三木金物取扱小売店等の若手経営者及び従業員

3 講習内容

- (1) 三木金物製品の特徴と使用方法
- (2) 三木金物製品製造工程見学と実習
- (3) その他

4 講 師 三木工業協同組合組合員
 全三木金物卸商協同組合組合員 他

5 主 催 三木市

6 協力機関 三木金物商工協同組合連合会
 協同組合三木金属工業センター
 三木商工会議所

7 開催期間 平成 2 7 年 1 1 月 5 日(木) ～ 1 1 月 7 日(土)
 ＊ 日程は別紙のとおり

8 会 場 三木市役所、三木ホースランドパーク、三木工場公園、
 三木金属工業センター、金物展示館、市内事業所、
 金物資料館 他

9 定 員 15名

10 申込方法

受講希望者は申込書(別紙様式1)に必要事項を記入のうえ、平成27年9月4日(金)～9月30日(水)の期間に、紹介元事業所(全三木金物卸商協同組合員または三木工業協同組合員)を通じて、全三木金物卸商協同組合事務局に申し込んでください。

ただし、申込が定員を超える場合は抽選により受講生を決定します。

11 決定通知

受講決定者には、10月9日(金)までに、受講決定通知書、開講式案内及び受講料納入通知書を送付します。

12 受講料 25,000円(宿泊代及び受講期間中の食費を含む)

受講決定者は決定通知受領後7日以内に受講料を納付するものとし、一旦納入した受講料は返却しません。

なお、期間内に納付されない場合は受講決定を取消す場合があります。

13 修了証書 講習を修了された方には、修了証書を交付します。

14 宿泊施設 三木ホースランドパーク内 エオの森研修センター
所在地 三木市別所町高木(別添地図参照)

三木金物大学2015カリキュラム

日程

11月5日(木)

11月6日(金)

11月7日(土)

AM7		朝食	朝食
8		0	0
		10 移動(10分)	移動(30分)
			30 ふいごまつり見学(30分)
			金物神社
9		ギムネ講座(80分) 工場見学、穴あけ・刃研ぎ体験 (株)スターエム	0 金物資料館見学(30分)
			金物資料館
		30	三木城跡見学(20分)
		35 休憩(5分)	三木上の丸公園
		40 移動(5分)	50
10			0 移動(10分)
		鍛造、チップソー講座(70分) 鑿鍛造見学、鉋削り体験 チップソー体験 (株)小山金属工業所	30 金物まつり見学(100分)
		50	金物フェア等見学
		55 休憩(5分)	金物まつり会場
		5 移動(10分)	0
30		替え刃鋸講座(80分) 工場見学・体験 (株)岡田金属工業所	40
12	0 受付(市役所会議室)		50 休憩(10分)
			意見交換会(40分)
			市役所会議室
		25	
		30 休憩(5分)	30
		40 移動(10分)	45 昼食(15分)
PM1	40 開講式及び オリエンテーション(40分) 市役所会議室		閉講式(15分)
	50 休憩(10分)		
	ビデオ講座(40分) 講座 市役所会議室	昼食並びに金物展示館見学(40分) 道の駅みき	0
	30	20	
	40 休憩(10分)	30 移動(10分)	
	50 移動(10分)		
2		焼入、鍛接、鍛造講座(70分) 工場見学 三木金属工業センター (株)カネジュン、福保工業	
	鉋・鍛接講座(60分) 工場見学 (株)常三郎	40	
	50	50 休憩(10分)	
3	5 移動・休憩(15分)	鋸講座(30分) 講座 三木金属工業センター	
		20	
		25 休憩(5分)	
4		銘切り・刃研ぎ体験教室、 鋸目立て見学(70分) 体験・見学 三木金属工業センター	
		35	
	25 移動(10分)	40 休憩(5分)	
	35 休憩(5分)	鑿講座(40分) 講座 三木金属工業センター	
	40 小刀講座(45分) 講座 エオの森研修室	20	
5		移動・休憩(15分)	
		35	
	25 休憩(10分)	鍍講座(45分) 講座 エオの森研修室	
6		5	
	包丁講座(30分) 講座 エオの森研修室	15 休憩(10分)	
	5 休憩(10分)	20 鋳講座(45分) 講座 エオの森研修室	
	15 鋳講座(45分) 講座 エオの森研修室	30 休憩(10分)	
7	0	懇親会 ホースランドヒルズ	
	休憩(30分)		
	30 夕食		
9	0		

※内容は一部変更することがあります。

平成 27 年度 三木市中小企業者等設備投資促進事業募集要領

1 事業内容

市内で事業を営む中小企業者が、事業の拡大・生産性の向上・効率化及び省エネルギー対策等の経営改善が見込まれる設備等を整備する場合に資金の一部を支援します。

2 対象となる方

本事業は、次の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者であって、市内で引き続き 1 年以上事業を営むものであること。ただし、風営法に規定する営業を営む者は除く。
- (2) 市税を滞納していないこと。

3 対象となる事業

対象事業は、次の全てに該当する設備等とする。

- (1) 市内の事業所に新設、増設又は更新されるものであること。ただし、中古品又はリース契約をしていないもの。
- (2) 補助対象経費が、50 万円以上のものであること。
- (3) 本市の償却資産課税台帳に登録されるべきものであること。ただしソフトウェアは、この限りでない。
- (4) 設備の導入により、事業の拡大、生産性向上、効率化又は省エネルギー対策等経営改善の効果が見込まれるものであること。
- (5) 補助金の交付決定後に整備されるものであること。
- (6) 他の補助金等の対象となるものでないこと。
- (7) その他市長が適当でないと認めるものでないこと。
- (8) 中小企業サポートセンターで事業内容を確認されているものであること。
- (9) 年度内に事業が完了すること。
- (10) 再度、補助金を受けようとする者は、これまで整備した設備投資の内容が異なっているものであること。

○対象事業となる設備の例

機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備の機械及び装置など
工具・器具及び備品	切削工具、検査工具、パソコン、厨房設備、冷蔵庫など
ソフトウェア	CAD システム、生産管理システムなど

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の取得に要する経費の額（消費税等相当額を除く。）とする。

5 補助金限度額

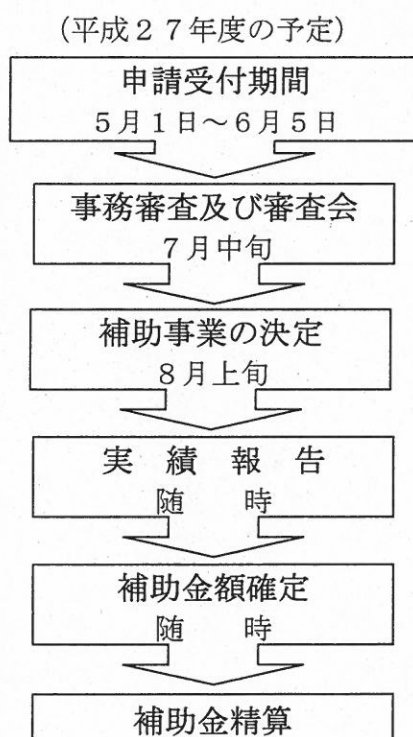
補助対象経費の3分の1に相当する額とし、300万円を限度とする。

ただし、予算額を超えた場合、予算額を補助金額の比で按分して交付します。

6 補助回数

補助金の交付は、一の対象者につき一の年度において1回限りとする。

7 補助事業制度の流れ



8 募集期間及び提出書類

- (1) 受付は、5月1日(金)から6月5日(金)までの開庁日に商工観光課にて行います。時間は午前8時30分から午後5時までとし、事前にお電話にてご連絡のうえ、ご持参ください。申請書の様式は市のホームページからダウンロードして下さい。なお、商工観光課窓口でも配布しております。
- (2) 三木市中小企業者等設備投資促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出してください。
 - ア 企業概要書（様式第2号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内のもの）
 - ウ 決算報告書（直近1期分）

- エ 会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要のわかる書類
- オ 事業計画書（様式第3号）
- カ 設備等の整備に係る見積書（積算内容の確認できるもの）
- キ カatalog、写真又は仕様書等の設備等の内容のわかる書類
- ク 設備等の整備予定箇所の写真又は図面
- ケ 営業許可証の写し
- コ その他市長が必要と認める書類

- (3) 申請書の記載は、第三者にも理解できるように、可能な限り専門用語・業界用語は使用を避けてください。
- (4) 提出していただいた書類は、返却いたしません。
- (5) 申請書に使用できる印は、次のとおりです。ただし、スタンプ印（シャチハタ等）は認められません。なお、交付決定を受けた事業者は、一連の書類（変更申請書、実績報告書、請求書等）に使用する印は、すべて統一してください。
 - ① 法人事業者の場合・・・・・・・・・・代表取締役の印（社判は不可）
 - ② 個人事業者または企業グループの場合・・・代表者の個人印

9 審査

- (1) 提出書類は、設備投資補助金交付審査会で審査します。
- (2) 審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますので予めご了承下さい。
- (3) 審査の結果は書類審査終了後に通知します。
- (4) 採択された方は、原則として事業者名及び事業内容が外部に公表されます。
- (5) 提出書類には個人情報や機密情報等も含まれるため、取扱いには十分に注意し、厳重に保管します。

10 助成金の交付決定

- (1) 交付決定額は、対象経費の3分の1（千円未満の端数切り捨て）または補助限度額のいずれか低い額になります。限度額を上回る経費については、事業者負担になります。補助金の額は事業完了後、実績報告に基づき確定します。
- (2) 補助対象経費は、通常業務の経理と区分して管理してください。事業完了時に提出していただく実績報告に必要となります。

11 事業内容の変更

やむを得ず、申請した事業内容を変更もしくは中止される事業者は、速やかに変更もしくは中止・廃止の申請書（様式第8号）をしていただくことになります。

なお、補助対象経費の増額変更はできません。

12 状況報告及び実地調査

市長が、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該補助事業の実施状況等について報告を求め、実地調査を行います。

13 実績報告

- (1) 事業が完了した時点で実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、事業報告書（様式第9号）、領収書（写）、事業の完了が確認できる写真等
- (2) 実績報告時には、事業経費が全額支払い済みである必要があります。
- (3) 領収書、銀行振込書等（写）は、この事業専用とし、通常業務との一括処理はしないでください。

14 補助金額の確定

- (1) 実績報告書提出後、書類の確認等を行い補助金額の確定をします。
- (2) 補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

15 補助金の交付

事業者が、補助金額確定通知を受理した後、請求に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

16 補助金交付決定の取り消し等

下記のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただくことになりますので、十分注意してください。

また、補助事業により取得した財産（機械、装置等）の処分には、市長の承認が必要となります。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

17 書類の保存

事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存していただきます。

【申込み及び問合せ先】

三木市豊かなくらし部商工観光課

かなもの振興グループ

〒673-0492

三木市上の丸町10-30

電話 0794-82-2000 内線 2233 F A X 0794-82-9728

E-mail : shokokanko@city.miki.lg.jp